

議案第 5 4 号

二宮町駅前町民会館条例を別紙のように廃止する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

昭和 33 年の竣工以来、広く町民に利用されてきたが、著しい老朽化、耐震性能の不足により二宮町駅前町民会館を廃止するにあたり、本条例を廃止するために提案する。

二宮町駅前町民会館条例を廃止する条例

二宮町駅前町民会館条例（平成 22 年二宮町条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年二宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。
第2条中「駅前町民会館」を削る。

議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3分の2以上の同意を要する公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる施設を廃止する場合又は3年をこえて独占的利用をさせる場合には、法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>町民センター</p> <p>水泳プール</p> <p>保育所</p> <p>武道館</p> <p>体育施設</p> <p>保健センター</p> <p>生涯学習センター</p> <p>学校</p>	<p>(3分の2以上の同意を要する公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる施設を廃止する場合又は3年をこえて独占的利用をさせる場合には、法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p><u>駅前町民会館</u></p> <p>町民センター</p> <p>水泳プール</p> <p>保育所</p> <p>武道館</p> <p>体育施設</p> <p>保健センター</p> <p>生涯学習センター</p> <p>学校</p>